

チュニジア
商標令(手数料)

工場，商業及びサービス標章に関する手数料の額を定める 2001 年 8 月 14 日の命令

No. 2001-1934

施行：2001 年 8 月 24 日

目次

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

付属：工場，商業及びサービス標章に関する手数料の額

第 1 条

2001 年 4 月 17 日の法律 No. 2001-36 の第 7 条, 第 10 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 16 条及び第 20 条に規定する工場, 商業及びサービス標章に関する手数料の額は, 本令に付属する表により定める。

第 2 条

第 1 条にいう手数料は, 1998 年 11 月 2 日の命令 No. 98-2133 に付属する表「D」に規定するのと同じの手続に従って徴収する。

第 3 条

本命令に反するすべての従前の規定, なかんずく 1998 年 11 月 2 日の命令 No. 98-2133 に付属する表「B」を廃止する。

第 4 条

財務及び産業大臣は, チュニジア共和国官報に公告される本令の施行に関し, それぞれの権限に従って責任を有する。

付属：工場，商業及びサービス標章に関する手数料の額

業務の内容	ディナール額
標章の寄託： - 寄託 - 登録，商品又はサービスの分類別 - 優先順位による寄託優先権主張	200 30 30
標章の更新： - 更新 - 登録，商品又はサービスの分類別	260 70
標章の寄託に係る書類中の実質的な誤りの更正	15
標章登録証の交付	36
権利喪失の除去 (Removal)	30
標章登録簿への記入： - 標章の登録に対する不服申立 - 標章の寄託の取下 - 標章の使用の中止 - 標章の移転 - 標章ライセンス - 登録標章を修正する行為	100 30 30 200 100 40
標章のひな形並びに寄託及び登録に関する情報の写しを記載した 証明書の交付	25
登録簿に記入された標章に関する情報の複製の交付	25
登録簿には当該標章に関する記入がない旨を記載した証明書の交 付	25